



暮らし

「こどもの人権相談」強化週間

福島地方法務局と福島県人権擁護委員連合会では、こどもたちの人権を守るための取組みとして、専用相談電話「こどもの人権110番」等の人権相談を通じて、こどもの相談に応じています。

相談は、法務局職員及び人権擁護委員が応じ、秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

時 8月28日(金)～9月3日(木)
午前8時30分～午後7時
※8月29日(土)・30日(日)は午前10時～午後5時

相談方法

▽電話(フリーダイヤル)
☎0120・007・110

▽LINEでの相談
【アカウント名】法務局LINEじんけん相談

問 【ID】@linejinkensoudan
福島地方法務局人権擁護課
☎024・534・1994



★衛生処理センターからのお知らせ
★お盆期間中のし尿汲取り
今年のお盆期間中のし尿汲取りは、表のとおりです。
お早めにお申込みください。

～8月10日(月) 土日・祝日を除く	通常作業
8月12日(水)～14日(金)	お盆休み
8月17日(月)～ 土日・祝日を除く	通常作業

★電話のかけまちがいに注意しましょう

三春町衛生処理センター
の電話番号は、
61・5180
です。



三春町は62から始まる局番が多いので、注意しましょう。
★作業中のハチ刺されについて
し尿汲取り等の作業中に、作業員がハチに刺される事案がありました。

そのため、便槽・浄化槽周辺にハチの巣がある場合は、玄関先などに注意看板の掲示をお願いします。

問・申 三春町衛生処理センター
☎0247・61・5180

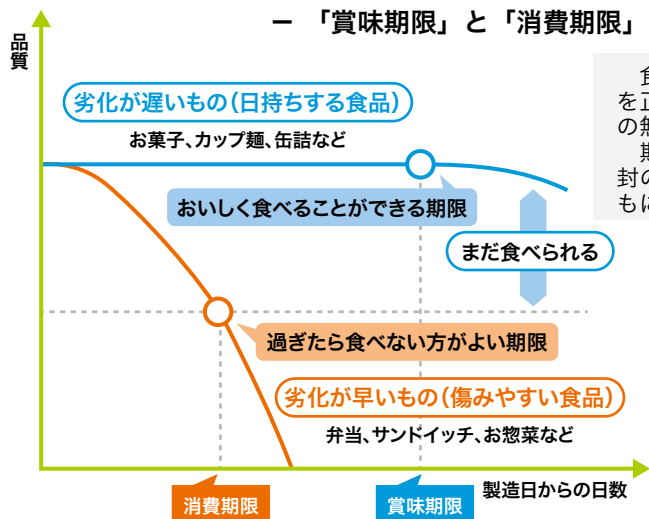
～ごみ箱に捨てる前に1度考えてみませんか？～

SDGs コラム Papperskorg (パペルスコルク) Vol.27



食品の「期限表示」を理解し、食品ロス を減らしましょう。

－「賞味期限」と「消費期限」で食べられる期間が異なります－



食品の期限表示には消費期限と賞味期限があります。期限表示を正しく知ること、食品を無駄なく食べることができ、食費の無駄遣いも防ぐことができます。

期限表示は、いずれも定められた方法で保存した場合で、未開封の状態ものの期限です。開封した食品は速やかに消費するとともに、夏場は特に食中毒にならないように気をつけましょう。

賞味期限 おいしく食べることができる期限

定められた方法により保存した場合に、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限。ただし、当該期限を超えた場合でもこれらの品質が保持されていることがある。

消費期限 過ぎたら食べない方がよい期限

定められた方法により保存した場合、腐敗・変敗・その他の品質(状態)の劣化に伴い、安全性を欠くこととなる恐れがないと認められる期限。

問 住民課 生活環境グループ ☎ 0247-62-2147

広告欄

広告欄